

慶應義塾大学全塾協議会仮加盟規則

第1章（総則）

第1条（目的）

この新規団体加盟に関する特例規則は、全塾協議会に加盟を希望する団体に対して一時的に所属団体に許された権利を一部付与し、義務を課すことで、加盟を希望する団体が全塾協議会に加盟することが相応しいか見極め、加盟の是非を判断し、もって全塾協議会の拡大と更なる発展を実現することを目的とする。

第2条（定義）

- ① この規則における「仮加盟」とは、全塾協議会に加盟を希望する団体に対して一時的に所属団体の一部の権利義務をこの規則に基づいて付与又は課されることである。
- ② この規則における「仮加盟団体」とは、仮加盟が全塾協議会の決議によって承認された団体のことをいう。

第2章（申請）

第3条（申請の資格）

仮加盟を申請しようとする団体は、申請を行う時点で次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 慶應義塾大学の学部生のみで構成されていること
- (2) 塾生の福利厚生の上を活動の目的としていること

第4条（団体の役職）

- ① 仮加盟を申請しようとする団体は、次に掲げる役職を置かなければならない。
 - (1) 代表者
 - (2) 財務責任者
- ② 各役職者は、次に掲げる責任を負う
 - (1) 代表者 団体の活動に関する全ての責任
 - (2) 財務責任者 全塾協議会財務会計規則に基づき、団体の財務管理を行う責任

第5条（申請書類）

仮加盟を申請する団体は、次に掲げる書類に予め必要事項を記入し、全塾協議会事務局（以下事務局）に提出しなければならない。

- (1) 仮加盟申請書
- (2) 活動説明書
- (3) 誓約書

第6条 (その他の書類)

仮加盟を申請する団体は、前条に定める外に活動に関するその他の文書又は図画を申請書類に添付することができる。

第3章 (仮加盟)

第7条 (仮加盟)

- ① 仮加盟団体は、常に全塾生のための福利厚生を増進を図るための責任を負い、その限りにおいて活動を保障される。
- ② 仮加盟の期間は、仮加盟が全塾協議会によって決定された日から一年以内とする。
- ③ 仮加盟団体は、仮加盟の期間中に毎月の全塾協議会定例会において、その活動を報告しなければならない。
- ④ 仮加盟団体が仮加盟の期間中に全塾協議会へ加盟した場合、仮加盟は加盟と同時に終了する。
- ⑤ 仮加盟団体は、全塾協議会に対して登記義務を負う。登記の方法については、全塾協議会登記規則を準用する。

第8条 (全塾協議会の定例会及び臨時会における議事の提出)

- ① 仮加盟団体は、議長に対し、議案の提出を行うことができる。ただし、その議案を審議する定例会又は臨時会の日の前日までに行わなければならない。
- ② 議案の提出にあたっては、議会開催日の7日前までに当該議案及びそれに付随する一切の資料を所定の方法により提出しなければならない。ただし、臨時会については前日までに提出すれば足りる。
- ③ 前項の規定に関わらず、緊急の議案の提出は、議長の許可を得て行うことができる。

第9条 (新規事業助成金の申請)

- ① 仮加盟団体は、新規事業助成制度施行規則に基づく新規事業助成金を、事務局の事業としてその監督の下で申請することができる。
- ② 前項の場合、申請は事務局の承認を要する。

第10条 (仮加盟の承認及び取り消し)

- ① 仮加盟の承認及び取り消しの手続きは、議会の議決によらなくてはならない。

- ② 前項の規定に関わらず、全塾生の10分の1の署名を議長に提出することを以て、仮加盟の取り消しを発議することができる。
- ③ 前項の場合において、議会が当該決議を否決した場合、全塾協議会規約第24条2項及び3項を準用することができる。

第11条（仮加盟団体の資格停止）

以下に該当する場合、議会は議決によって仮加盟団体たる資格を停止することができる。

- (1) 代表者の選定方法が民主的ではない場合。
- (2) 定例会又は臨時会へ正当な理由なく欠席する場合。
- (3) 全塾協議会規約、その他全塾協議会が定める規則等又は法律に違反している場合。
- (4) その他自治活動の本旨に照らして不適切な行為を行っている場合。

第12条（仮加盟団体の代表者）

- ① 仮加盟団体の代表者が交代する場合は塾生代表の承認を要する。
- ② 前項の場合、前任者は新任者に伴い全塾協議会の定例会又は臨時会に出席し、新任者に業務の引き継ぎをしなければならない。

第4章（監査及び罰則）

第13条（監査）

全塾協議会は、仮加盟団体に対して監査を行うことができる。監査の方法は、全塾協議会監査規則を準用する。

第14条（罰則）

- ① 全塾協議会は、仮加盟団体が全塾協議会規約、その他全塾協議会の規約等に反した場合、当該団体に対して、指導、訓戒その他の処分を科すことができる。
- ② 前項の処分は事務局がこれを執行する。
- ③ 前二項の処分は、議会の議決を必要とする。
- ④ 本条の定める罰則を議決する場合、議会は処分審査会に諮問しなければならない。
- ⑤ 処分に関しては、全塾協議会処分規則を準用する。

附則

第15条（改廃）

この規則の改廃は、全塾協議会の決議による。

第16条（施行）

この規則は、2020年8月1日から施行する。

第17条（この規則の失効）

この規則は、2021年9月30日限り、その効力を失う。

起草者

慶應義塾大学全塾協議会

第4代塾生代表 後藤圭祐

本規則は2020年7月期全塾協議会定例会で可決、承認されました。